

和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者等用駐車区画の適正利用を推進するため、知事が利用証を交付することにより、利用対象者を明確にするとともに、当該利用証の交付を受けた者が円滑に当該駐車区画を利用できるようにする和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度（以下「利用証制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者等用駐車区画」とは、次の各号に掲げる駐車施設の区画をいう。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第17条第1項に規定する駐車施設の区画（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、移動に配慮が必要な障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、けが人等のための駐車施設の区画（以下「ゆずりあい駐車区画」という。）

(駐車場の登録等)

第3条 施設管理者は、その駐車場の一部（以下「駐車区画」という。）を和歌山県障害者等用駐車区画として登録しようとするときは、知事に和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度協力駐車場登録申出書（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 知事は、前項の申出に係る駐車区画が前条の障害者等用駐車区画に該当するときは、和歌山県障害者等用駐車区画として登録するものとする。

3 施設管理者は、前項の規定により登録された駐車区画（以下「登録駐車区画」という。）の適正な管理に努めるものとする。

(登録駐車区画の利用等)

第4条 登録駐車区画を利用しようとする者は、和歌山県障害者等用駐車区画利用証（別記第2号様式。以下「利用証」という。）の交付を知事に申請するものとする。ただし、次の各号に該当する証明書等又は標章の交付を受けた者は、この限りでない。

- (1) 他の地方公共団体の制度であって知事が適当と認めるものに基づく利用証に相当する証明書等
- (2) 和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）第5条第2項第8号に規定する駐車禁止除外指定車（歩行困難者使用中）標章

2 施設管理者は、前項の証明書等又は標章が利用証と同一の効力を有するものとして取り扱うものとする。

(利用証の交付対象者の範囲)

第5条 利用証の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、別表に掲げる歩行困難者であって、別表に掲げる区分に応じ、別表に定める交付要件に該当する者とする。

(利用証の交付申請)

第6条 第4条第1項の規定による申請は、和歌山県障害者等用駐車区画利用証交付申請書（別記第3号様式）により行うものとする。

- 2 第4条第1項の規定により申請を行う者（以下「申請者」という。）は、当該申請に際し、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める必要書類等を提示しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請者は、郵送により第4条第1項の規定による申請を行うときは、前項の必要書類等の写し及び利用証の送付に要する切手を添付しなければならない。

（利用証の交付等）

第7条 知事は、申請者が交付対象者であると認めるときは、申請者に対して利用証を交付するものとする。

- 2 利用証の有効期間は、別表に掲げる区分ごとにそれぞれ定める期間とする。
- 3 前項の有効期間の満了後に引き続き登録駐車区画を利用しようとする者は、有効期間の満了する月の前月から、第4条第1項の規定により申請することができる。
- 4 利用証の交付を受けた者（以下「利用証交付者」という。）又は第4条第1項ただし書に規定する者は、登録駐車区画を利用するときは、利用証（第4条第1項ただし書に規定する者にあつては、同項各号に掲げる証明書等又は標章）を車両前部の外側から容易に識別することができる位置に掲示しなければならない。

（利用証の再交付）

第8条 利用証交付者は、利用証の紛失、破損等により利用証の再交付を受けようとするときは、和歌山県障害者等用駐車区画利用証再交付申請書（別記第4号様式）により、知事に申請するものとする。

- 2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の利用証の再交付の申請について準用する。

（利用証の返却）

第9条 利用証交付者は、利用証の有効期間が満了し、又は利用証を使用する必要がなくなり、又は次項各号のいずれかの場合に該当したときは、利用証を速やかに知事に返却するものとする。

- 2 知事は、利用証交付者が次の各号のいずれかの場合に該当するに至ったときは、当該利用証交付者に対して利用証の返却を求めるものとする。
 - (1) 交付対象者でなくなった場合
 - (2) 利用証を他人に貸与し、使用させ、又は譲渡した場合
 - (3) 利用証を重複して取得した場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、利用証制度の運用に支障を生じさせた場合

（利用証の失効）

第10条 知事は、利用証交付者が、前条第2項各号のいずれかの場合に該当したときは、当該利用証交付者に係る利用証を失効させることができる。

- 2 知事は、前項の規定により利用証を失効させたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨を公表するものとする。

（知事、施設管理者及び利用証交付者の役割）

第11条 知事は、利用証制度の周知啓発及び適正な実施に努めるものとする。

- 2 施設管理者は、登録駐車区画に利用証を掲示していない車両が駐車できない旨の案内

表示などにより、登録駐車区画の適正な利用が図られるよう努めるものとする。

3 利用証交付者は、登録駐車区画の適正な利用に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月7日から施行する。ただし、第7条第4項並びに第11条第2項及び第3項の規定は、平成28年1月25日から施行する。